

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	後期高齢者医療に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

さいたま市長

## 公表日

令和5年8月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務								
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合うためにつくられたもので、都道府県単位で全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合という）」が保険者となる。</p> <p>さいたま市が行う後期高齢者医療に関する事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</li> <li>2. 被保険者証及び資格証明書の引渡し</li> <li>3. 被保険者証及び資格証明書の返還の受付</li> <li>4. 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</li> <li>5. 保険料に関する申請の受付</li> <li>6. 保険料の徴収</li> <li>7. 葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付</li> <li>8. 保険料の額に係る通知書の引渡し</li> <li>9. 保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付</li> <li>10. 保険料の徴収猶予の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</li> <li>11. 保険料の減免に係る申請書の提出の受付</li> <li>12. 保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</li> <li>13. 申告書の提出の受付</li> <li>14. 傷病手当金の支給に係る申請書の受付</li> <li>15. 上記に掲げる事務に付随する事務</li> </ol> <p>以上の事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を1, 4, 5, 6, 9, 11, 13, 15の事務で取り扱う。</p>								
③システムの名称	福祉医療システム 埼玉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 連携基盤システム（庁内連携システム） 中間サーバ 番号連携サーバ 住民基本台帳ネットワークシステム								
2. 特定個人情報ファイル名									
後期高齢者医療ファイル									
3. 個人番号の利用									
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項、別表第一の59の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第一主務省令」という。）第46条</li> </ul>								
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携									
①実施の有無	[ 実施する ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1) 実施する</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2) 実施しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3) 未定</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 実施する		2) 実施しない		3) 未定	
<選択肢>									
1) 実施する									
2) 実施しない									
3) 未定									
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び別表第二</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二主務省令」という。）（情報照会の根拠）</li> <li>・別表第二の82の項（情報提供の根拠）</li> </ul> 情報提供は実施しない。								
5. 評価実施機関における担当部署									
①部署	福祉局 生活福祉部 国保年金課								
②所属長の役職名	国保年金課長								
6. 他の評価実施機関									
-									
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求									
請求先	さいたま市 各区役所 ぐらし応援室 住所 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 他								
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ									
連絡先	さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 電話番号：048-829-1278 FAX番号：048-829-1938								

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	年金医療課長 大久保 亨	年金医療課長	事後	様式変更による変更のため、重要な変更には該当しない。
平成31年2月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 電話番号：048-829-1278	事後	誤字・脱字による変更のため、重要な変更には該当しない
平成31年2月1日	IV リスク対策		項目追加	事後	様式変更による変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年5月31日	II しきい値判断項目、3. 重大事故	2) 発生なし	1) 発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和2年5月20日	II しきい値判断項目、3. 重大事故	1) 発生あり	2) 発生なし	事後	評価実施機関における重大事故の発生から1年を経過したことに伴う修正
令和2年12月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	14. 上記に掲げる事務に付随する事務 以上の事務のうち、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用などに関する法律の規定に従い、特定個人情報を1. 4. 5. 6. 9. 11. 13. 14. の事務で取り扱う。	14. 傷病手当金の支給に係る申請書の受付 15. 上記に掲げる事務に付随する事務 以上の事務のうち、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を1. 4. 5. 6. 9. 11. 13. 15. の事務で取り扱う。	事後	事務の内容を追加したことによる変更のため、重要な変更には該当しない。
令和2年12月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 電話番号：048-829-1278	さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 電話番号：048-829-1278 FAX番号：048-829-1947	事後	FAX番号追加による変更のため、重要な変更には該当しない。
令和4年6月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉医療システム 埼玉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 連携基盤システム(庁内連携システム) 番号連携サーバ 住民基本台帳ネットワークシステム	福祉医療システム 埼玉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 連携基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバ 番号連携サーバ 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(情報照会の根拠) ・別表第二の82の項(情報提供の根拠) 情報提供は実施しない。	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[ ]接続しない(入手)	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年6月19日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和5年8月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局 福祉部 年金医療課	福祉局 生活福祉部 国保年金課	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない
令和5年8月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	年金医療課長	国保年金課長	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない
令和5年8月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 電話番号：048-829-1278 FAX番号：048-829-1947	さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課 住所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 電話番号：048-829-1278 FAX番号：048-829-1938	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない